

長崎環境・エネルギー産業ネットワーク規約

(名称)

第1条 本組織は、「長崎環境・エネルギー産業ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、ネットワークに所属する県内企業などの環境・エネルギー関連分野における取引拡大や新規参入に向けた取り組みを支援し、本県の環境・エネルギー産業の振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、事業化研究会の開催など、新事業創出に関する事業
- (2) 展示会出展支援など、取引拡大に関する事業
- (3) 会員への情報提供、会員相互の連携促進に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、次の各号に掲げる正会員及び支援会員とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同し、環境・エネルギー関連産業に参入している、又は、今後参入する意向を有する県内企業など
- (2) 支援会員 第2条の目的に賛同し、正会員の活動を支援する法人、団体又は個人

(事務局)

第5条 ネットワークの事務を処理するため、財団法人長崎県産業振興財団に事務局を設置する。

(入会)

第6条 ネットワークに入会を希望する者は、別に定めるところにより入会申込書を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第7条 協議会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第8条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名

- 2 役員は、会員の互選によって選任する。
- 3 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第9条 ネットワークに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、ネットワークの取り組みに対して専門的な見地から助言などを行う。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、原則として会長が年1回招集し、会長が議長を務める。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ会員以外の出席を求めることができる。
- 4 総会は、ネットワークの事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、役員が事務局と協議の上、決定実施することができる。

附 則

この規約は、平成19年8月31日から施行する。

この規約は、平成21年7月1日から施行する。